

平成 19 年 9 月 12 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

全 国 銀 行 協 会

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成 19 年 8 月 14 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

主要行等向けの総合的な監督指針および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)に対する意見等

指針名・項目番号	意見	理由
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2-2 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -4-9-2) 財務報告に係る内部統制	<p>「また、金融商品取引法の施行に伴い、上場会社等である主要行等においては、平成20年4月1日以降に開始する事業年度より、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨を記載した確認書に加え、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した結果等を記載した報告書(内部統制報告書)についても、有価証券報告書等と併せて提出する必要がある。」とあるが、以下の2点につき確認したい。</p> <p>「上場会社等である主要行等」には、持株会社(上場)傘下の非上場銀行は含まれないことを確認したい。</p> <p>内部統制報告書は、金融商品取引法では事業年度毎に提出するとされていることから、内部統制報告書に係る「有価証券報告書等」には、半期報告書・第2四半期報告書は含まれないことを確認したい。</p>	持株会社(上場)傘下の非上場銀行は、「確認書」と「内部統制報告書」を提出する必要がないこと、また、事業年度末以外に、「内部統制報告書」を提出する必要がないことを確認したいため。
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-3-2-2(3) (同 -3-2-5-2(3)) 特定預金等の受入れ	<p>「例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面を交付して説明することとしているか」とあるが、「特定投資家」に対する説明は不要であることを確認したい。</p>	「特定投資家」については、契約締結前交付書面の交付は不要であるため。
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-3-2-2(3) イ (同 -3-2-5-2(3) イ) 特定預金等の受入れ	<p>「中途解約時に、違約金等により元本欠損が生ずるおそれがある場合には、その違約金等の計算方法(説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での違約金等の試算額を含む。)」とあるが、デリバティブ取引を組み込んだ預金商品についての「違約金等」とは「デリバティブ取引の解約精算金」との理解でよいことを確認したい。</p>	現在の主要行監督指針 -3-3-2-2(1) イにデリバティブ取引を組み込んだ預金商品について同様の記載があるが、今回の改正で実質的な変更がないことを確認したいため。
主要行等向けの総合的な監督指針 -3-3-1(2) (同 -4-7-1(2)) 子会社等の業務の範囲	<p>現行主要行監督指針 -3-3-1 子会社等の業務の範囲(2) 「信託受益権販売業」の記載が改正案では削除されている。これは、金融商品取引法の制定に伴い信託受益権販売業に関する規定が信託業法(兼営法)から削除され金融商品取引法に移ったことに伴うものと認識しているが、本記載がどこに移ったのかをご教示いただきたい。</p>	記載場所が不明なため。